


小児初期救急医療体制について

1 経緯

- 平成12年9月 東京都救急医療対策協議会報告：都は、区市町村が医師会や小児科医師の協力を得て、地域の実情に即した効果的な初期小児救急医療を実施できるよう支援する必要がある
- *平成14年4月～ 「小児初期救急平日夜間診療事業」を開始（平日準夜間帯における小児初期救急体制を確保する区市町村へ補助）
- 平成25年10月 東京都小児初期救急医療体制検討部会報告：都は、住民の利便性の確保とともに、適切な医療機能の分担を進めるため、平日準夜間帯の小児初期救急医療体制の確保を都内全域で引き続き支援していく必要がある

< 小児初期救急平日準夜間診療事業 実施区市町村数の推移 >

年度	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
実施区市町村	6	9	11	24	29	31	31	31	32	32	32	35	35	36	40


小児初期救急医療体制の都内全域での確保を目指す

[平成28年7月現在:実施地区40、未実施地区13]

2 未実施地区の現状・課題

- (1) 区市町村内や近接地に受入れ医療機関がない
 - 区市町村内や近接地に受入れ医療機関がなく、医師確保が困難なことや、財源不足により実施に至っていない
 - 限られた医療資源を有効活用し、複数市町村が共同で事業を実施している地区もある
- (2) 区市町村内又は近接地の二次救急医療機関等が受け入れている
 - 各区市町村内や周辺地域に住民が夜間帯受診できる二次医療機関等があることから事業実施に至っていない
 - 一方で、二次救急医療機関は救急搬送患者への対応に追われている可能性あり
- (3) 独自の方法で小児初期救急を行っている
区市町村が独自の取組によって、小児初期救急医療体制を確保しているが、都事業の補助要件*に達していない

*「小児初期救急平日準夜間診療事業」の補助要件

- ①固定施設 ②平日のうち複数日実施 ③午後5時から午前0時までの間で3時間以上診察 ④小児科医師、看護師、事務職員を各1名配置

区市町村・指定二次救急医療機関（小児科）等を対象に「小児初期救急医療体制に関する現況調査」を実施